

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県久留米市太郎原町1539番地3

名 称 栄光産業株式会社

氏 名 代表取締役 中村 満弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長 原 口 新 五



許可番号	第 1006 号													
許可の期間	令和 6年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月31日													
事業の範囲	事業の範囲	一般廃棄物の種類												
	事業系一般廃棄物	燃やせるごみ、空カン、空ビン、ペットボトル												
	家庭系一般廃棄物	遺品整理・片付け等に伴う一時多量ごみ												
積替え保管を含まない。														
許可の区域	久留米市（田主丸町を除く。）の区域													
区域を所管する事務所の所在地	久留米市太郎原町1539番地3													
許可の条件	1 運搬にあたっては法令を遵守し、車両及び車庫等は常に清潔を保持し、悪臭・汚水等により周辺環境に悪影響を及ぼさないようにすること。													
	2 許可区域内で収集した一般廃棄物は、下記搬入施設に搬入すること。													
	3 許可区域外で収集した廃棄物は、下記搬入施設に搬入しないこと。													
		<table border="1"><thead><tr><th></th><th>一般廃棄物の種類</th><th>搬入施設</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">事業系</td><td>燃やせるごみ</td><td>上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター</td></tr><tr><td>空カン、空ビン、ペットボトル</td><td>宮ノ陣クリーンセンター</td></tr><tr><td rowspan="2">家庭系</td><td>燃やせるごみ（生ごみを除く。）</td><td>上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター</td></tr><tr><td>燃やせないごみ、資源物（古紙・布類を除く。）</td><td>宮ノ陣クリーンセンター</td></tr></tbody></table>		一般廃棄物の種類	搬入施設	事業系	燃やせるごみ	上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター	空カン、空ビン、ペットボトル	宮ノ陣クリーンセンター	家庭系	燃やせるごみ（生ごみを除く。）	上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター	燃やせないごみ、資源物（古紙・布類を除く。）
	一般廃棄物の種類	搬入施設												
事業系	燃やせるごみ	上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター												
	空カン、空ビン、ペットボトル	宮ノ陣クリーンセンター												
家庭系	燃やせるごみ（生ごみを除く。）	上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンター												
	燃やせないごみ、資源物（古紙・布類を除く。）	宮ノ陣クリーンセンター												
許可の更新又は変更の状況	令和 6年 4月 1日 更新許可													